3. 整備目標設定の考え方②

■ **地域密着型サービス（施設・居住系を除く）**

高齢者が介護や医療が必要となっても、自らの意志で自分らしく、住み慣れた地域で療養しながら安心して暮らしていけるよう、地域密着型サービスの整備を推進する。

サービス種別	整備方針（案）	理由
○定期巡回・臨時対応型訪問介護看護 ○小規模多機能型居宅介護 ○看護小規模多機能型居宅介護	医療ニーズ等を踏まえて整備する。	・サービスの提供状況に日常生活圏域による偏在がみられる。 ・看護小規模多機能型居宅介護については、市内3か所のみである。

（参考）地域密着型サービス（施設・居住系を除く）の整備状況

サービス種別	R5年度末（A）	R8年度末（B）	増減（B－A）
定期巡回・臨時対応型訪問介護看護	18か所	23か所	5か所
小規模多機能型居宅介護	46か所	42か所	▲4か所
看護小規模多機能型居宅介護	3か所	3か所	0か所

※ R8年度末までに開設予定のものも含む

（参考）サービスの概要

サービス種別	概要
介護老人福祉施設（特養）	常に介護が必要で、自宅での介護が困難な人が入所し、日常生活の介助や機能訓練等を受ける。
介護医療院	長期の療養が必要な人が入所し、医学的管理のもとでの医療や看護、機能訓練のほか、日常生活上の世話を含めた介助等を受ける。
介護老人保健施設（老健）	リハビリテーション等を必要とする人が入所し、日常生活の世話も含めた介助や機能訓練等を受けて、家庭への復帰を目指す。
特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム）	指定を受けた有料老人ホームやケアハウス等に入所している、要介護認定を受けた人を対象に、入浴・排泄・食事等の介助や機能訓練等を行う。
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	家庭的な環境の中で認知症の症状のある人を対象に少人数で共同生活を送りながら、日常生活の介助や機能訓練等を行う。
定期巡回・臨時対応型訪問介護看護	重度の方を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支援するため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型の訪問や随時の対応を行う。
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護のサービスを組み合わせて、介護サービスと看護サービスの一体的な提供を行う。
小規模多機能型居宅介護	家庭的な小規模施設で、日帰りで通うことを中心に、状況に応じて宿泊したり、自宅に訪問してもらったりしながら、日常生活の介助等を受ける。